

令和 6 年度 国営造成施設水利管理事業
両総地区流量観測等その 3 業務

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区流量観測等その3業務（以下、「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は両総地区における用水計画の基礎資料とするため、地区内栗山川の支川等における流量観測を実施するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、千葉県香取市他6市7町1村地内で別添流量観測等位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(地区概要)

第1-5条

地区の概要等は次のとおりである。

【地区概要】

事業名 国営両総土地改良事業

事業工期 平成5年度～平成26年度

受益面積 12,720ha（水田12,720ha）

取水施設 利根川両総水門、第2揚水機場・小堤寺方機場、山武東部支線機場、松潟用水機場
栗山川統合機場、その他栗山川取水施設（14箇所）

関係河川 一級河川利根川水系利根川、二級河川栗山川水系栗山川、二級河川一宮川水系一宮川

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- （3）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、測量士及び農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する 学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。
- なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は共通仕様書第 1－7 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－10 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 貸与資料

(貸与資料)

第 2－1 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するもの

とする。

分 類	資 料 名	数 量	備 考
報 告 書	昭和 62 年 両総地区用水計画細部検討業務 報告書	1 式	
	令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区流量観測等業務 報告書	1 式	
	令和 5 年度 完了フォローアップ調査 両総地区流量観測等その 2 業務 報告書	1 式	
資 料	両総地区調査用水水利使用協議図書（現行水利権）	1 式	
	両総地区事業誌	1 式	

（貸与資料の取扱い）

第 2－2 条

第 2－1 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （3）その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」に示すものとする。

【調査業務】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
3. 水位・流速計データの回収、整理等	1式	3地点×2回
4. 報告書作成	1式	

【測量業務】

作 業 項 目	数 量	備 考
2. 流量観測	1式	12地点×8回

（作業の留意点）

第 3－2 条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- （1）本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- （2）第 2－1 条、第 2－2 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）パソコンを使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。
- （4）計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等

について詳細に説明するものとする。

- (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。

(関連業務)

第3-3条

本業務と関連する業務が発生した場合、関連業務契約の都度、監督職員より指示する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（流量観測実施中間段階）
第3回	中間打合せ（調査資料とりまとめ段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(2) 打合せ場所 WEB 会議

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 業務管理

(情報共有システムの業務について)

第6-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量															
1. 準備作業	調査地点の状況等を把握するため、貸与資料を把握するとともに事前に現地調査等を行うものとする。	1 式															
2. 流量観測	別添「流量観測等位置図」に示す地点において観測地点の断面計測及び流量観測を行い、データを取りまとめる。 なお、観測地点数や測定期間等は、以下を想定しているが、変更が生じた場合は、対応について監督職員と協議するものとする。 ・観測地点数：12 地点 ・測定期間等：表 1 のとおり。 【表 1：測定期間及び測定回数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定期間</th><th>測定回数</th><th>観測地点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月 2 半旬 (4月6～10日)</td><td>1 回</td><td>12地点</td></tr> <tr> <td>4 月 3 半旬 (4月11～15日)</td><td>1 回</td><td>12地点</td></tr> <tr> <td>5 月～10 月末</td><td>6 回</td><td>12地点</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>計 8 回</td><td>計96地点</td></tr> </tbody> </table> 流量観測に当たっては、なるべく連続干天日に実施するとともに、観測場所、作業状況等が分かるように写真撮影を行い整理するものとする。 なお、観測に必要な計測機器や仮設等の費用は受注者にて負担するものとする。	測定期間	測定回数	観測地点数	4 月 2 半旬 (4月6～10日)	1 回	12地点	4 月 3 半旬 (4月11～15日)	1 回	12地点	5 月～10 月末	6 回	12地点	合計	計 8 回	計96地点	1 式
測定期間	測定回数	観測地点数															
4 月 2 半旬 (4月6～10日)	1 回	12地点															
4 月 3 半旬 (4月11～15日)	1 回	12地点															
5 月～10 月末	6 回	12地点															
合計	計 8 回	計96地点															
3. 水位・流速計データの回収、整理等	別添「流量観測等位置図」に示す地点において、現地に設置してある水位・流速計のデータの回収及び整理、機器確認を行う（2 回／年）。なお、回収方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。	1 式															
4. 報告書作成	上記作業による結果の点検とりまとめを行い、報告書を作成するものとする。	1 式															